

## 税務

P275/2018 - 2018年7月3日  
日本語翻訳版

## Tax Analysis

中国個人所得税改革へ注目——  
意見募集段階の税法修正草案の  
要点解説

2018年6月19日、「中華人民共和国個人所得税法修正案」（草案）が第十三回全国人民代表大会常務委員会第三回會議に提出され、個人所得税改革の正式な幕開けとなった。6月29日、上述の草案は一般に対して意見募集のために公表された<sup>1</sup>。これまで、広く注目されていた個人所得税法修正案（草案）が公開されたことによって、一連の注目と検討が相次いで起きている。本税務アナリシスは今回公開となった意見募集の税法修正草案に基づき、その要点について解説を行う。

## 主要な規定の変化

## 居住者の定義

現行の個人所得税法によると、「居住者」の概念は明確にされておらず、理論上としては中国国内に住所を有し、または住所を有していないが中国で満一年居住している個人は居住者扱いされる。このような個人が中国国内と国外より取得した所得は、関連法律によって中国で個人所得税を納付する義務がある。その中の「満一年居住している」というのは、一納税年度の中で365日中国国内に居住との意味であり、一時的な出国（即ち一納税年度に一回で30日を超えない又は累計で90日を超えない出国）は日数控除されない。

意見募集草案では、「居住者」の概念が明確にされ、住所を有していない個人に対して採用されるグローバルで通用する「183日」を基準として、中国の税

筆者:

## 北京

王欢

パートナー

電話: +86 10 8520 7510

メール: huawang@deloitte.com.cn

## 上海

俞萌

パートナー

電話: +86 21 6141 1277

メール: iryu@deloitte.com.cn

## 北京

康婕

シニアマネージャ

電話: +86 10 8512 5412

メール: makang@deloitte.com.cn

## 上海

李春菲

シニアマネージャ

電話: +86 21 6141 1335

メール: tiffli@deloitte.com.cn

如欲垂詢更多信息, 請聯絡:

<sup>1</sup> 関連内容は中国人民代表大会の Website にてご参照:

[http://www.npc.gov.cn/COBRIS\\_LFYJNEW/user/UserIndex.jsp?ID=9106683](http://www.npc.gov.cn/COBRIS_LFYJNEW/user/UserIndex.jsp?ID=9106683)

務上の居住者になるかを判断され、住所を有していない個人が中国の税務上の居住者として扱われる基準が引き下げられた。以下は意見募集ドラフト案において中国居住者而非居住者の納税義務をまとめた表である。

	定義	納税義務
居住者	<ul style="list-style-type: none"><li>中国で住所を有している個人</li><li>中国で住所を有していないが中国で満 183 日居住している個人</li></ul>	中国国内と国外で取得した所得について、法に基づき、中国個人所得税の納付が必要
非居住者	<ul style="list-style-type: none"><li>中国で住所を有していない、また居住していない個人</li><li>中国で住所を有していないが、中国国内での居住が 183 日に満たない個人</li></ul>	中国国内で取得した所得について、法に基づき、中国個人所得税の納付が必要

## 所得の分類

現行の個人所得税法では典型的な分離税制を採用されており、当該税制の下では、課税所得は 11 項目に分けられ、別々に徴税されている。

意見募集草案により、現行の個人所得税法下の一部の課税所得は纏められ、4 種類の労働性所得（例：賃金・給与所得、労務報酬、原稿料、特許使用料）を総合所得項目として徴税する。

## 税率とランク

現行の個人所得税法では賃金・給与所得に対して 3% から 45% の 7 級の超過累進税率が適用されている。

意見募集草案により、上述の 7 級の超過累進税率の構成を残し、総合所得の個人所得税計算に適用される。また、この中の 3 級の低い税率（例：3%、10% と 20%）のランクが更に拡大され、中低所得層にとってメリットとなる。

## 基礎控除額の基準

意見募集草案により、現行賃金・給与所得に対する基礎控除額は引続き総合所得に適用され、同時に、現行の月 3,500 元の基準が月 5,000 元（年 60,000 元）に引き上げられる。

それ以外に、意見募集草案はこれまで適用されていた中国国内に住所を有せず、中国国内より賃金・給与所得を取得する納税者義務者、及び中国国内に住所を有するが、中国国外より賃金・給与所得を取得する納税者義務者に対する附加控除費用（月 1,300 元）を取り消す。

## 専門附加控除項目

現行の個人所得税法では、控除項目は主に法定の社会保険などの項目に限られているが、国民待遇の改善のため、意見募集草案には子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用と住宅家賃などの専門附加控除の項目が導入された。

## Global Employer Services

### 中国兼華南地域

#### 香港

#### 谢梓博

パートナー

電話: +852 2238 7499

メール: tojasper@deloitte.com.hk

### 華北区

#### 北京

#### 王欢

パートナー

電話: +86 10 8520 7510

メール: huawang@deloitte.com.cn

### 華東区

#### 上海

#### 俞萌

パートナー

電話: +86 21 6141 1277

メール: iryu@deloitte.com.cn

### 華西区

#### 重慶

#### 汤卫东

パートナー

電話: +86 23 8823 1208

メール: ftang@deloitte.com.cn

## 納税申告

調整後の所得分類と税額算出規則に対応し、意見募集草案では新たな納税申告規定が制定され、納税者と源泉徴収徴収義務者の関連する義務を明確にした。以下において、主な内容を一部記載する。

- **納税者識別番号**：中国公民身分番号を有す納税者は、中国公民身分番号が納税者識別番号となる。中国公民身分番号を有さない納税者は、税務機関より納税者識別番号が与えられる。
- **課税期間**：現行の賃金・給与所得に対する月次税金計算の規定と異なり、意見募集草案では、総合所得に纏められた賃金・給与所得に対して、居住者個人が取得した総合所得は年次税金計算し、非居住者個人が取得した総合所得は月次または回数ごとに税金計算すると規定されている。
- **居住者個人の総合所得**：居住者個人が取得した総合所得は、源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法を採用する。即ち、源泉徴収義務者を有する場合、源泉徴収義務者が月次または回数ごとに税金の源泉徴収と予納をし、年度終了後に追加納税または税金還付が必要になる場合、規定に照らして確定申告を行う。確定申告は所得を取得した翌年の3月1日から6月30日までに行う。

居住者個人が源泉徴収義務者に専門付加控除の情報を提供する場合、源泉徴収義務者は月次で税金の源泉徴収する際に規定に照らして控除し、それを拒絶してはならない。

- **非居住者個人の総合所得**：源泉徴収義務者を有する場合、源泉徴収義務者が月次または回数ごとに税金控除し、確定申告は行わない。源泉徴収義務者は毎月天引きした税金を翌月の15日までに国庫に納付し、税務機関へ納税申告表を提出する必要がある。

## 国外移住前の税務清算

意見募集草案では、納税者が国外移住のため中国戸籍を抹消する際の中国戸籍抹消前の税務清算処理の規定が追加された。

## 多部門協同責任と信用情報システムの設立

税務機関が必要とする納税関連情報の入手を確保するため、意見募集草案では他の政府部門に対する情報提供の協力義務規定が追加され、公安部、人民銀行、金融監督管理など関連部門は、税務機関に対して、納税者の身分や銀行口座情報などの確認に協力すべきであり、教育、衛生、医療保障、民生、人力資源社会保障、住宅城町建設、人民銀行、金融監督管理などの関連部門は、税務機関に対して、納税者の子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用と住宅家賃などの専門付加控除情報の提供に協力すべきであるとされた。

また、社会信用システム構築に対する強い要求に応えるため、意見募集草案では、関連部門が納税者、源泉徴収義務者の個人所得税法のコンプライアンス状況を信用情報システムに取り入れ、連携したインセンティブと処罰の実施が規定された。

## 脱税防止

企業所得税法の関連する脱税防止規定を参照にして、意見募集草案では初めて個人所得税法に脱税防止の規定を取り入れ、以下の状況において、税務機関は合理的な方法で納税調整を行い、税金と利息を追徴する権限が付与された。

- 個人とその関連者との間の商業上の取引において、独立取引の原則に従わず、その上、正当な理由がない（移転価格規則）
- 居住者個人が支配、或いは居住者個人と居住者企業が共同支配し設立した実際の税負担が明らかに著しく低い国家（地域）にある企業で、合理的な経営ニーズがなく、居住者個人に帰属すべき利潤が分配されない、或いは減少される（国外支配法人の租税回避防止規則）
- 個人が合理的な商業目的を持たないアレンジにより適当でない税収利益を取得する（一般的租税回避防止規則）。

## 発効日時

修正案（草案）はまだ意見募集段階にあるが、関連規定により明らかにされたスケジュールによると、今回公開された意見募集草案が順調に可決されれば、早ければ2019年1月1日より施行される可能性がある。さらに、その中の基礎控除額の基準の引き上げ等の一部の規定の発効時期は2018年10月1日に繰り上げられる可能性がある。

## デロイトの解説

今回の個人所得税改革は国民福祉に対する関心、社会的公平性の促進、所得格差の調整増加及び管理の強化などの理念が体现されている。これまでの修正に比べ、今回は単純な基礎控除額の調整ではなく、個人所得税全体の税制と徴収管理体制の再構築に立脚点を置いており、その影響は広範で深遠なものになることは必至である。

### 中国籍個人

今回の改革は個人の税金負担を軽減するため、いくつかの措置（基礎控除額の引き上げ、専門付加控除項目の追加、低い税率の適用ランクの拡大など）が導入され、国民福祉に対する関心が体现されている。その中で、中低所得者層の税負担が顕著に減少する可能性がある。

現行の年収12万元以上の個人年度申告制度は、居住者個人の総合所得年度申告制度に切替わることが予測される。現行の年収12万元以上の個人年度申告制度の対象者は、年度収入が12万元を超える納税者のみに適用され、経営所得以外の課税所得は月ごとまたは回数ごとで納税し、年度申告する意義は限られている。意見募集草案により、将来の総合所得年度申告制度は幅広い納税者に適用され、居住者個人の総合所得は年次税金計算に変更され、また多様な総合所得の収入源も含まれ、専門付加控除項目などの影響で、年度確定申告は更に必要になってくる。従って、将来、納税者は相応な収入と控除などの各項目の情報収集及び文書データの保存に対して留意すべきであり、年度申告の記入要求を把握し、または必要に応じて専門家の協力を求めた上で、総合所得の年度申告と確定申告を完了することになる。

それと同時に、意見募集草案に導入されたいくつかの専門付加控除項目は大量な個人情報に及ぶため、将来、当該制度がどのように税務徴収管理に効率的に運用されるかは注目である。意見募集草案に多部門協同責任と信用情報システムの構築の規定が明確にされたことから、個人収入と財産情報のシステム構築、多部門の情報データ共用の枠組みは、我が国の将来の個人所得税徴収管理の重要な推進力になることが予想される。税務申告のコンプライアンス状況を個人の信用調査記録に組み込む制度構築は、さらに納税者の税法に対する遵守の程度を向上させるであろう。

### 中国に居住する外国籍個人

現行の実務において、中国国内に勤務している多数の外国籍個人は中国国内に住所を有していない個人と見なされる。意見募集草案により、一つの納税年度において中国国内に183日を超えて居住する住所を有していない個人は、中国の税務上の居住者と見なされ、中国で勤務する外国籍個人が中国の税務上の居住者と認定される可能性が高くなることで、個人所得税の納税義務に影響を与えることになる。これまで、中国国内に住所が有していない個人は、「5年ルール」の適用によって、その大部分の中国国外所得は中国個人所得税が免除されているが（即ち、中国国内に住所が有していない個人が連続5年以上中国国内に居住しない場合、条件を満たす中国国外源泉所得は中国個人所得税の申告納付を免除できる）、将来、当該ルールが取消されるかは現時点で明確にされていない。「5年ルール」が取消される場合、中国居住者と見なされる外国籍個人は他の国家の居住者身分を主張することと併せて、租税条約（適用できる場合）に基づく二重居住者に対する「Tie-breaker rule」を考慮し、租税条約待遇の適用を以って、最終的な居住者身分を判定することになる。なお、当該外国籍個人が引続き中国の居住者と認定される場合、取得した中国国内外所得に対しても中国個人所得税を申告納付する必要がある。従って、該当する納税者は新しい税法に基づき居住者身分を再度レビューし、潜在的な二重課税のリスク及び租税協定の適用問題を慎重に検討する必要がある。

また、意見募集草案では、中国国内に住所が有していない納税者が取得した中国国内賃金給与、及び中国国内に住所を有している納税者が取得した国外賃金給与に適用する付加控除額（1,300元/月）を取り消した。この措置には政府部門が国民待遇原則を実行する意思が体现されている。なお、意見募集草案では、現行の外国籍個人の免税手当（住宅手当、子女教育費など）が、納税者全体に適用される専門付加控除項目に切替わるか否かは明確にしていない。

### 雇用主の税関連義務

意見募集草案では、賃金給与が総合所得に纏められた後であっても、居住者個人の総合所得は年次税金計算することと、並びに住民個々の年度確定申告手続きの要求が明確にされたが、ここで留意すべき点としては、雇用主に対する

個人所得税の源泉徴収義務が弱まるわけではないことである。居住者個人が取得した賃金給与に対しても、引き続き、雇用主は月次または回数ごとに個人所得税を源泉徴収する義務を負う。また、意見募集草案では、居住者個人が源泉徴収義務者に特別追加控除項目に係る情報を提供すれば、源泉徴収義務者は源泉徴収する際に規定通りに控除すべきであり、拒絶することはできないと規定されている。現時点では、源泉徴収義務者の居住者個人から提供された特別追加控除項目の情報に関する審査責任は未だ明確にされていないが、この措置は間違いなく源泉徴収義務を実行する雇用主の責任の複雑さの度合を増加させたことは疑いないことである。

なお、人事管理の観点から見ると、雇用主企業は雇用者が履行する個人の年度総合所得申告をサポートするという挑戦に直面する可能性がある。多数の国際派遣従業員、現地雇用の外国籍従業員、もしくは中国籍の高級管理人員を有する企業（特にグローバル企業）にとって、新しい税制下において個人所得税コンプライアンス要求を満たすために、従業員に対して追加のサポートの提供が求められる可能性がある。例えば、複雑な年度総合所得申告の完成、納税人識別番号申請のための初回の税務登録手続きのサポートなどである。従って、企業側は一刻も早く現行制度と内部プロセスを見直し、上述の業務を支えるための新たな制度とプロセスの構築を検討すべきである。

### *脱税防止措置*

脱税防止条項の導入は今回税法改正案の重要な注目点となっている。現行の個人所得税税法体系は一部の脱税行為を防ぐための措置が含まれているが（例えば価格が明らかに低い正当な理由がない財産譲渡に調整権限がある）、但しこれは個人所得税法そのものではなく、税収徴収管理法に由来する措置であり、経済環境が益々複雑化している中で、その措置は現行のままでは力が及ばない状況避けられない。今回脱税防止条項の追加は、今後金融口座の税金関連情報の自動交換の実施によって、中国税務機関は個人所得税の徴収管理における脱税防止の能力を向上させる。個人所得税の脱税防止措置の具体的な細則は公布待ちであるが、国内及び国際間の投資を有する富裕層は、一刻も早く自身の税務コンプライアンス状況と関連事業計画の合理性を見直し、税務リスクを低減する必要がある。

個人所得税修正案の最終計画案は2018年年末までに提出される予定で、これからも改革に合わせた連携措置が続々と登場することが予想される。この背景を踏まえ、企業としても個人としても、個人所得税改革が自身にもたらす影響を早期に評価し、それに応じて対応されることが望ましい。デロイトは、引き続き関連部署の個人所得税改革の細則及び関連する措置の進展に注目し、更なる情報を共有させていただきます。

本文はデロイト中国より中国大陸と香港のクライアント及びその従業員のために作成したものであり、内容は一般的な参考です。読者が対応措置を作成する前に専門な税務顧問と相談することをお勧めします。なお、本文の資料及び他の税務分析や意見に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

**北京**  
**朱榕**  
合伙人  
电话: +86 10 8520 7508  
传真: +86 10 8518 7326  
电子邮件: andzhu@deloitte.com.cn

**成都**  
**汤卫东 / 张书**  
合伙人  
电话: +86 28 6789 8188 / 8008  
传真: +86 28 6500 5161  
电子邮件: ftang@deloitte.com.cn  
tonzhang@deloitte.com.cn

**重庆**  
**汤卫东 / 张书**  
合伙人  
电话: +86 23 8823 1208 / 1216  
传真: +86 23 8859 9188  
电子邮件: ftang@deloitte.com.cn  
tonzhang@deloitte.com.cn

**大连**  
**徐继厚**  
合伙人  
电话: +86 411 8371 2888  
传真: +86 411 8360 3297  
电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn

**广州**  
**李旭升**  
合伙人  
电话: +86 20 8396 9228  
传真: +86 20 3888 0121  
电子邮件: vicli@deloitte.com.cn

**杭州**  
**卢强 / 何飞**  
合伙人  
电话: +86 571 2811 1901  
传真: +86 571 2811 1904  
电子邮件: qilu@deloitte.com.cn  
fhe@deloitte.com.cn

#### 关于德勤中国税务技术中心

德勤中国税务团队于二零零六年成立德勤中国税务技术中心, 旨在不断提高德勤中国的税务服务质量, 为客户提供更佳的服务及协助税务团队出类拔萃。德勤中国税务技术中心编制、发布了“税务评论”、“税务要闻”等系列刊物, 从技术的角度就新近颁发的相关国家法规、法例作出评论分析与介绍; 并对疑点、难点作出专题税务研究及提供专业意见。如欲垂询, 请联络:

**中国税务技术中心**  
电子邮件: ntc@deloitte.com.cn

**主管合伙人 / 华南区 (香港)**  
**张新华**  
合伙人  
电话: +852 2852 6768  
传真: +852 2851 8005  
电子邮件: ryanchang@deloitte.com

**华东区**  
**朱正萃**  
合伙人  
电话: +86 21 6141 1262  
传真: +86 21 6335 0003  
电子邮件: kzhu@deloitte.com.cn

**哈尔滨**  
**徐继厚**  
合伙人  
电话: +86 451 8586 0060  
传真: +86 451 8586 0056  
电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn

**香港**  
**展佩佩**  
合伙人  
电话: +852 2852 6440  
传真: +852 2520 6205  
电子邮件: sachin@deloitte.com.hk

**济南**  
**蒋晓华**  
合伙人  
电话: +86 531 8518 1058  
传真: +86 531 8518 1068  
电子邮件: betjiang@deloitte.com.cn

**澳门**  
**鄧偉文**  
合伙人  
电话: +853 2871 2998  
传真: +853 2871 3033  
电子邮件: raytang@deloitte.com.hk

**南京**  
**许柯 / 胡晓蕾**  
合伙人  
电话: +86 25 5791 5208 / 6129  
传真: +86 25 8691 8776  
电子邮件: frakxu@deloitte.com.cn  
roshu@deloitte.com.cn

**上海**  
**郭心洁**  
合伙人  
电话: +86 21 6141 1308  
传真: +86 21 6335 0003  
电子邮件: eunicekuo@deloitte.com.cn

**华北区**  
**张博**  
合伙人  
电话: +86 10 8520 7511  
传真: +86 10 8518 1326  
电子邮件: juliezhang@deloitte.com.cn

**华南区 (内地/澳门)**  
**张文杰**  
总监  
电话: +86 20 2831 1369  
传真: +86 20 3888 0121  
电子邮件: gercheung@deloitte.com.cn

**沈阳**  
**徐继厚**  
合伙人  
电话: +86 24 6785 4068  
传真: +86 24 6785 4067  
电子邮件: jihxu@deloitte.com.cn

**深圳**  
**李旭升**  
合伙人  
电话: +86 755 3353 8113  
传真: +86 755 8246 3222  
电子邮件: vicli@deloitte.com.cn

**苏州**  
**管列韵**  
合伙人  
电话: +86 512 6289 1297  
传真: +86 512 6762 3338  
电子邮件: kguan@deloitte.com.cn

**天津**  
**白凤九**  
合伙人  
电话: +86 22 2320 6688  
传真: +86 22 8312 6099  
电子邮件: bilbai@deloitte.com.cn

**武汉**  
**钟国辉**  
合伙人  
电话: +86 27 8526 6618  
传真: +86 27 6885 0745  
电子邮件: gzhong@deloitte.com.cn

**厦门**  
**钟锐文 / 吴焕琛**  
合伙人 / 总监  
电话: +86 592 2107 298 / 055  
传真: +86 592 2107 259  
电子邮件: jichung@deloitte.com.cn  
chwu@deloitte.com.cn

**华西区**  
**张书**  
合伙人  
电话: +86 28 6789 8008  
传真: +86 28 6317 3500  
电子邮件: tonzhang@deloitte.com.cn

如欲索取本文的电子版或更改收件人信息, 请联络陆颖仪 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 或传真至+852 2541 1911。

#### 关于德勤全球

Deloitte（“德勤”）泛指一家或多家德勤有限公司（即根据英国法律组成的私人担保有限公司，以下称“德勤有限公司”），以及其成员所网络和它们的关联机构。德勤有限公司与其每一家成员所均为具有独立法律地位的法律实体。德勤有限公司（又称“德勤全球”）并不向客户提供服务。请参阅 [www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) 中有关德勤有限公司及其成员所更为详细的描述。

德勤为各行各业的上市及非上市客户提供审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询、税务及相关服务。德勤透过遍及全球逾 150 个国家的成员所网络为财富全球 500 强企业中的 80% 企业提供专业服务。凭借其世界一流和高质量的专业服务，协助客户应对极为复杂的商业挑战。如欲进一步了解全球大约 244,400 名德勤专业人员如何致力成就不凡，欢迎浏览我们的 Facebook、LinkedIn 或 Twitter 专页。

#### 关于德勤中国

德勤于 1917 年在上海设立办事处，德勤品牌由此进入中国。如今，德勤中国的事务所网络在德勤全球网络的支持下，为中国本地和在华的跨国及高增长企业客户提供全面的审计、企业管理咨询、财务咨询、风险咨询和税务服务。德勤在中国市场拥有丰富的经验，同时致力于为中国会计准则、税务制度及培养本地专业会计师等方面的发展作出重要贡献。敬请访问 [www2.deloitte.com/cn/zh/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/zh/social-media)，通过德勤中国的社交媒体平台，了解德勤在中国市场成就不凡的更多信息。

本通信中所含内容乃一般性信息，任何德勤有限公司、其成员所或它们的关联机构（统称为“德勤网络”）并不因此构成提供任何专业建议或服务。在作出任何可能影响您的财务或业务的决策或采取任何相关行动前，您应咨询合格的专业顾问。任何德勤网络内的机构均不对任何方因使用本通信而导致的任何损失承担责任。

©2018。欲了解更多信息，请联系德勤中国。